

ハッピー メール

HAPEE MAIL

Hiroshima international Access and Promotion center for Economic Exchange

ハッピーメールは、回覧して皆様でお読みください。

CONTENTS

今月のレポートプラスワン情報【中国 上海】 … 1 海外レポート	ジャカルタ「ジャカルタ首都圏の工業団地は需要拡大に 追いつけず」…………… 7
上海「第9回『広島・上海ネットワーク協議会』を開催」 …… 2	台北「2014 年国家発展計画」…………… 8
ツガポール「世界で生活費が最も高い国」…………… 2	ニューヨーク「広島熊野の貫盛堂、高級ナイロン化粧筆 で米国進出」…………… 8
チェンマイ「インドの中古車市場とその動向」…………… 3	ホーチミン「労働許可証の改正(2014年3月10日発効)」… 9
パナマ「スリランカ」…………… 4	中国法律特集(第4回) 三浦法律事務所中国法アドバイザー 葛虹先生…………… 10
重慶「重慶市における教育改革」…………… 4	ハッピーからのお知らせ…………… 12
ハノイ「ベトナム不動産業の現状-外国人向け販路開拓」… 5	
大連「スマートフォン」…………… 6	

国際ビジネス支援センターでは上海事務所のほか海外ビジネスサポーターを10都市に開設し、毎月皆様への現地レポート紹介や県内企業の海外ビジネスの支援を行っています。隔月リレー方式で「今月のレポートプラスワン情報」として上海事務所のほか10都市と海外ビジネスサポーターをクローズアップしています！

今月のレポートプラスワン情報

上海事務所 所長 西尾 麻里

自己紹介 西尾 麻里

11年前の語学留学から始まった上海との縁は、今年で8年目になります。日系企業の営業、上海万博の日本館アテンダント、飲食



店の開業・運営を経て、ひろしま産振機構のお仕事をさせていただくようになりました。

常にアンテナを張り巡らして、現地の最新情報を集め、中国進出のお手伝いや現地でのサポートに従事しています。

会社概要



株式会社チャイナワーク

日本の大手企業、中小企業を問わず、対中投資・現地事業展開に関するコンサルティング、中国現地調査など、中国に関する幅広い顧客サポートを行っています。またインターネットWEBサイトでの中国ビジネス、特に政策情報を発信しています。

TEL: 03-3352-3455

HP: <http://www.chinawork.co.jp>

中国 上海 こんな国こんな都市

上海市の常住人口は、2013年末時点で2,400万人を超えています。このうちの4割を外来人口が占め、外国人も多く住んでいます。最も多いのが日本人で、在留者が5万人、出張や観光などの短期滞在者を含めると15万人いるとも言われています。

インフラ構築のスピードも大変速く、新幹線などの長距離列車が乗り入れる駅が4駅、地下鉄は現在12路線が走っていますが、2020年頃には21路線に達する予定です。

国内線を主とする虹橋空港と国際線を主とする浦東空港からは、毎年7,800万人以上が行き来しています。

日本以外にもアメリカやフランス、シンガポールなど多国籍企業が集まる国際都市・上海は止まることを知らず、益々の成長を見せています。

観光客で賑わう豫園商城



上海の新旧シンボル
左「上海環球金融中心 492m」
中「金茂大廈 420m」
右「上海中心大廈 632m(予定)」

※ 現地の経済関連情報の収集提供、展示会等への出展協力、ビジネスマッチング及び便宜供与などを行っています。現地におけるアテンドに必要となる経費は有料となる場合があります。～詳しくは国際ビジネス支援センターまで～

☆☆☆☆☆ 海外レポート ☆☆☆☆☆

第9回『広島・上海ネットワーク協議会』を開催

広島上海事務所長 西尾 麻里

去る3月14日、当上海事務所が主催する『広島・上海ネットワーク協議会』を開催いたしました。これは、毎年1回、中国に進出した広島県企業に有益な「情報収集、意見交換、企業間の懇親」を目的として開催しており、今回は8社10名のご参加をいただきました。

今回は、2つのセミナーと懇親会の3部構成で進行いたしました。第1部は、上海森茂診療所の管理栄養士である、平本英愛先生をお招きし、『どうやって守る？食生活～上海生活の中で考えたい食の安全・健康対策』と題して、お話いただきました。毎年、冬になるとノロウィルスや鳥インフルエンザが猛威をふるいますが、加えて最近では昨年末からの深刻な大気汚染で、あらためて自身の健康を考える機会が多くなりました。また、中国での食生活においては、水や農薬などに気を遣うことも多いため、食生活から健康対策を考えるこのテーマはとても興味深いものでした。

そして、第2部はコチコンサルティング（上海）の畑伴子総経理に、『人事・労務トラブル事例と回避策』というテーマで講演いただきました。日本



企業の関心の高い「賃金上昇」や「労働争議」、「人材流出」など、多くの企業が抱える人事労務リスクを、事例を挙げながら話されました。日本とは認識が全く違う「労働契約に関わるリスク」から始まった講演は、「台風赤色警報への会社対応」といった内容や、2014年3月1日に施行された「労務派遣暫定規定」を含めた各種法規など多岐に渡り、畑講師の話に引き込まれた出席者も多く、何度もうなずきながら話を聞いていました。

セミナー終了後は、ざっくばらんな雰囲気の中で懇親の場が設けられました。第1部のセミナー講師に懇親会料理の食べる順番やお酒の量などを

熱心に尋ねる姿が見られ、他にも「はじめまして」の挨拶と共に上海での生活や自社の事業についてなど、様々な話に花を咲かせていました。

これまで、ビジネスに関する情報ばかりをお

届けしておりましたが、今後はこういった生活に密着した話題も織り込んでご提供できればと考えています。もちろん、日本からの参加もお待ちしておりますので、中国へ事業展開している県企業からの情報収集の場として、ぜひご利用ください。

世界で生活費が最も高い国

シンガポール ビジネスサポーター 碓 知子

「世界ナンバー1」が大好きなシンガポール。しかし、最近、あまりありがたくない「ナンバー1」に躍り出てしまい、国内では「このランキングはおかしい」などの議論が出ています。それは、「生活費の高さ」です。これは、イギリスの調査会社エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）が3月4日に公表した2014年版の世界主要都市の生活費番付の結果。シンガポールが昨年から五つ順位を上げ、1位となってしまったのです。

その背景の1つはシンガポールドルの上昇。EIUによるとシンガポールドルは過去10年間でUS

ドルに対して40%上昇。コスト比較はUSドル換算で行われるので、USドルベースでのコストが高くなってしまうわけです。同じように、昨年1位だった東京は円安の影響で6位でした。

一方、国内のエコノミストからは、為替の影響だけでなく、調査が「外国人駐在員の生活コストの比較であり、地元の人々の生活コストが反映されたものではない」などの反論も出ています。「交通費」も他国より高い水準となっていますが、それは（ハッピーメール2014年1月号でご紹介した）車の総量規制により、車を持つ権利が高止まりしているため。公共交通料金なら、タクシーの初乗

りは300円以下、地下鉄も100円弱と、決して高い水準ではありません。コーヒーだって、スターバックスなら確かに480円くらいするかもしれませんが、ローカルコーヒーショップなら80円程度です。家賃も高いですが、公団住宅制度が発達しており、大多数のシンガポール人は持ち家の公団に住んでいますから家賃はかかりません。

では、“住んでいてどうか”というと、確かに20数年前にシンガポールに来た頃に比べれば、かなり上昇しています。近隣諸国よりダントツに高いのも確かです。しかし、「世界一か？」というところ「ほんとかな？」という感じです。高級レストランで食事をすれば、数万円かかることもあります

が、地元の屋台の食事なら500円もあれば十分。お米や野菜などの生活必需品も、地元のスーパーでアセアン諸国や中国からの輸入品を買っている分には、それほど高いとは感じません。もちろん、日本と同じように日本食を食べて、という生活をする、東京より高くなりますが、生活費が高いかどうかというのは多分に個人のライフスタイルにもよるので、1位だ、2位だ、と騒ぐほどのことはないのかもしれませんが。

なお、不動産仲介会社サビルスが3月3日に発表した世界主要都市の拠点維持費番付は、東京(6位)よりは高かったものの5位にとどまりました。

インドの中古車市場とその動向

チェンナイ ビジネスサポーター 田中 啓介

インド自動車工業会(SIAM)の発表によると、2014年2月の新車販売台数は前年同月比で約9.9%減少、15か月連続で前年同月比での減少が続いています。一方で、インドの中古車市場は成長を続けています。インド大手調査会社RNCOSのレポートによると、中古車の年間販売台数は年率約22%で成長しており、2014年中には390万台に達すると予測しています。正確な数値は公表されていませんが、インドの新車販売台数を超えているとも言われており、今後はその差がさらに広がっていくことが予想されます。

元来インドでは、中古車の販売は友人や親戚、個人経営の小規模ディーラー等を通じて販売される個人間の取引が主流でしたが、マルチ・スズキの“Maruti True Value”やトヨタ自動車の“Toyota U Trust”、タタ自動車の“Tata Motors Assured”など、大手自動車メーカーが中古車サービス部門を立ち上げ、インドの中古車市場の拡大を後押ししています。また、“Car Trade”や“Auto Exchange”のようなオンライン上で売り手と買い手を繋げることを目的に中古車販売仲介を行うウェブサイトを運営する企業も出てきています。また、インドの中古車市場が成長している背景として、自動車を買替える期間が以前と比べて短くなってきていることもあるようです。インド国内のあるメディアによると平均約5年で

あった個人の自動車保有期間が、中間所得層や富裕層の拡大とともに現在は平均約3年にまで短縮されてきているとのこと。

さて、中古車市場はインドのみならず世界中で拡大しつつありますが、日本から中古車を輸出する場合には、各国の輸入規制に大きな影響を受けます。ジェトロ(日本貿易振興機構)のホームページによると、例えば、タイでは国内産業保護や環境汚染抑制の観点から一定の条件を満たす輸入許認可の取得が必要だそうです。中国やベトナムでは左ハンドルの中古車のみ輸入可能ですが、大規模な商業目的での輸入は現実的に難しそうです。インドネシアではそもそも中古車の輸入が認められておらず輸出不可能なのとのこと。そして、インドでも例えば以下のような輸入規制を受けます。(1)輸入後2年間は他者への販売禁止、(2)輸入する中古車は製造後3年以内であること、(3)通算での輸入可能台数は最大3台まで(個人の場合は1台のみ)、また、原則160%の輸入関税に加えて煩雑な輸入手続をクリアする必要があります。中古車ビジネスを目的にインド国外から中古車を輸入するのは現実的に難しそうですが、一方で、インド国内における中古車ビジネスが今後ますます盛り上がっていくことは間違いなさそうです。

タイのデモ騒動は目下、小休止、膠着状態ですので、先日訪問しましたスリランカについて、ご報告いたします。

既にご報告した通り、現在のタイは失業率ほぼ0%で、各企業とも人材の確保に四苦八苦の状況です。この労働者不足への対応として、タイ政府は、ある一定の人数の移住者を周辺国から受け入れています。頭脳労働者、特に経理関係の人材については、スリランカに注目するよう、今般、政府から指導が行なわれました。そこで、早速、人生初のスリランカ訪問を行ないました。

スリランカと聞くと、小さな島国、以前はセイロンと言われたお茶の産地、長い期間内戦状態にあったという程度しか知識はありませんでした。人口は2,000万人強で、タイから飛行機で3時間の距離、時差はマイナス1.5時間です。

ビザも業者で手配し、簡単に入国出来ました。通貨も空港で簡単に両替が出来、クレジットカードも使用可能、携帯電話も空港で手配出来ました。空港から首都コロomboまでは、以前は1時間以上かかっていたそうですが、今は素晴らしい高速道路が完備され、45分程度で到着しました。

訪問した企業の幹部の方々に話を聞くと、30年に及ぶ内戦で疲弊したが、6年前に政府軍が鎮圧、今は完全に平和を取り戻しているとのこと。オランダ、イギリスの統治下にあった影響から、法整備等は行き届いており、英語はかなりの範囲で通用します。実際、ホテル、タクシーや買い物等で不自由は全く感じませんでした。

目指す国作りは、「第二のシンガポール」で、企業誘致は製造業ではなく、サービス業を考えているとのことでした。自分達の国は小さく、人口も

少ないが、他国と比べて、「おもてなし、正直、裏切らない」を信条にしており、特にインドと一線を画したいとする気持ちがこちらにも強く感じられました。

では、サービス産業の中で何を指すのかと言えば、経理関係です。多くの優秀な若者が、就職のし易さと給与の良さから、経理を学び、社会に進出して来ているそうです。それでも現在の給与はタイの半分以下です。英語が通じる優秀な経理マンが豊富にいることに目を付けた欧州諸国が、インターネットの目覚ましい普及にも支えられ、経理の外注先として活用し始めています。日系企業、タイ企業等は、未だにこのスリランカの利点に気付いておらず、活用している企業は皆無でした。

ご多分にもれず、将来の発展を確信し、建設ラッシュの様相も呈していました。都心のコンドミニアムを視察すると、価格はタイの半値程度、工事は50%程度の進捗でも、既に80%が販売済みとのこと。このコンドミニアムでは、数人の日本人が既に購入済みとのこと、実際に住むのではなく、賃貸で利益を得ようとする東京の投資者だそうです。

植民地時代と内戦を乗り越え、若い人々の生気溢れて自信に満ち、将来の発展を確信している姿に大いに感動しました。インターネットの出現で、スリランカは近い将来、金融・経理大国になるのではないかと感じました。

せっかくの初訪問でしたので、かなり高価なセイロン茶を購入して帰りました。やはり、お茶も素晴らしいものでした。訪問にご興味のある方には、道先案内をいたしますので、ご一報下さい。

2014年2月27日、重慶市基礎教育工作会が開催され、義務教育段階（小学、中学）の必修科目を削減すべき、高校入学時の能力試験と総合素質評価を重要な採点項目にすべきと議論されました。また、市教育委員会主任は、2015年の秋季新学期から全ての義務教育校は特待生、推薦入学での学生募集ができなくなるとも表明しています。

教育改革は数年前から話題になっていました。実施細則が公表されたのは初めてですが、基礎教育の箇所が最も多く変更されています。

例えば課程改革では、義務教育段階科目の必修内容を10%~15%削減し、削減された内容は学生自らの自習としてテスト科目に組み入れないことになりました。

学生募集改革では、2015 年秋季新学期から、義務教育校は特待生と推薦学生の募集をしてはならない、公立中小学校は民営義務教育学校の創設に關与してはならない、また農村寄宿学校を新たに設立し、出稼ぎ就労者の子女 30 万人に都市での入学枠を設けることとされました。

さらに、大学入学試験も改革が進められ、試験科目の削減、文系理系の区分をしない等が表明されました。

欧米投資の幼稚園、民営小中高が雨後の竹の子のように近年設立されていたのは、この義務教育改革情報を入手していた投資会社が教育事業に参入していたからのようです。

まもなく入試の時期（6 月）となりますが、受験生は一流企業に就職して高給を取れるエリート

人になるため、余計なことを考えている暇があったらスキルを身に付け教師の個人指導を受けようとし、試験で高得点を得るには遊んでいる時間などないという雰囲気でも目もふらずに勉強しているのです。

某幼稚園の運営担当者から、近日中に幼稚園児、保護者、教師 24 名で日本の教育現場、特に「お受験」レベルの幼稚園を視察に行きたいとの依頼がありました。

視察目的は教師のレベルアップと、幼稚園時代から親と子供にグローバルな教育を体験させ、将来国外で活躍できる人材を育てるためとのこと。

富裕層の子弟は国外に自由と活躍の場を求めて出国するのでしょうか。

ベトナム不動産業界の現状—外国人向け販路開拓

ベトナムの不動産業界は いまだに厳しい状況が続いています。市場は冷え込み、各社は多大な在庫物件を抱えています。ベトナム建設省の発表によると、全国の住宅及び都市開発プロジェクト数は 4,015 件ののぼり、開発総面積は 10 万 2,228 ヘクタール（うち、住宅建設面積は 3 万 3,076 ヘクタール）で、総開発費は 2,136 億 US ドル（約 21 兆円）になります。しかし、不動産不況による在庫物件が増え続け、2013 年末の在庫物件総額は 45 億 US ドル（約 4,500 億円）となりました。その内訳は、共同住宅（高層マンション）約 2 万戸で 14 億 US ドル（約 1,400 億円）、低層住宅約 1 万 3,585 戸で 11.5 億 US ドル（約 1,150 億円）、造成済み住宅建設用地 108 億㎡で 16.6 億 US ドル（約 1,660 億円）、宅地販売用敷地 20 億㎡で 2.95 億 US ドル（約 295 億円）と発表されています。

不動産価格は、2008 年～2010 年の不動産バブルの時代に比べ、大幅に下落しています。ハノイのマンション価格は 2011 年から 34%値下がりしており、不動産全般でも 10%～30%値下がっています。物件によっては 50%以上値下がりしたのも見受けられます。現在、ベトナムのマンション平均価格は、1 平方メートル当たり

ハノイ ビジネスサポーター 中川 良一

2,490 万ドン（約 12 万円）と発表されています。ベトナム南部（ホーチミン市）の価格下落はハノイ市より大きく、床面積 70 ㎡以下の一般共同住宅の価格は 1,500 万ドン/㎡（約 7 万 1,500 円/㎡）、低所得者向け物件ならば 1,000～1,300 万ドン/㎡（約 4 万 7,600～6 万 1,900 円/㎡）で販売されています。ベトナム政府は、この不動産不況から脱出するために新たな政策や対策を打ち



出しており、その一つが購買力の向上を図る融資システムと、低所得者向けの不動産開発です。

政府は、2013 年 6 月 1 日、30 兆ドン（約 1,430 億円）の優遇住宅ローンを打ち出し融資を開始しましたが、審査条件等が厳しく、2014 年 2 月時点での利用数は

2,673 人、総融資額 1.2 兆ドン（57.43 億円）、利用率は 4.02%と低迷しています。

また新規建設案件に関しては、低所得者向け住宅建設へ切り替えを促しています。同物件を建設する開発業者には、税金面での優遇措置を適用し、国有地リース料免除、付加価値税や法人税の減免等を適用しています。その効果もあり、一般住宅建設プロジェクトから低所得者向け住宅建設事業

に計画変更をした事業数は、2013年12月までに57件（3万4,837戸）ありました。また、62の住宅建設プロジェクトで、当初3万1,999戸の一般住宅建設が認可取得されていましたが、一区画当たりの面積を減らして低所得者向けに仕様変更し、4万500戸を建設する計画に変更しています。

一方、既に建設済みの高級住宅、高級アパート、別荘などは空き家状態で放置され、販売も難しい状況が続いています。そのため2013年12月25日の政府会合において、ピン建設大臣より、2014年の不動産市場のテコ入れのため、外国人による住宅購入を促進する法案改定を行うよう政府に働きかけがありました。現在、ベトナムには約8万人の外国人が働いています。そして2008年から外国人への住宅所有の道が開かれましたが、現在まで購入した外国人の数は約100人に留まっており、その大半はベトナム人配偶者をもつ方です。その理由は、一つは賃貸に比べ購入価格が高いことがあげられます。例えば、ハノイ新都市高級高層マンションは、2009年販売価格が108㎡で37万8000USドル（約3780万円）でしたが、同物件の賃貸価格は1,700USドル（約17万円）/月で、当時とほぼ変わっていません。

また、外国人の不動産取得に関する法律上の制

約も障害となっています。現行法では、外国人がアパートやマンションを購入する場合には、所有権は最大50年に限定されています。加えて、居住以外の目的で購入することができず、賃貸や事務所に利用することが出来ません。また、購入可能な外国人も限定されており、ベトナムに直接投資する個人あるいはベトナムで活動する国内企業、外資系企業のマネージャークラスの人か、ベトナム人と結婚している外国人、あるいは従業員の寮として購入する外資系企業に限定されています。

外国人への不動産販売を増やすため、政府は外国人の不動産購入に関する規制緩和を行う方向で検討しています。検討されている緩和策は、1. 滞在期間3ヶ月以上のビザを保有する外国人は、数の制限なく住宅購入が出来るようにする、2. 外国人の不動産所有期間をさらに延長できるようにする、3. 外国人による一戸建て住宅所有を認める（敷地面積は500㎡未満）、4. 外国人及び外国企業が住宅建設事業、住宅販売、賃貸及び再リース等の不動産投資が行えるようにする等が盛り込まれています。

今後、緩和が実現すれば、外国人あるいは外国企業による不動産売買や投資が活発化し、不動産不況からの早期脱出のきっかけとなるものと期待されています。

スマートフォン

大連 ビジネスサポーター 劉 瑛

3月1日、雲南省昆明駅で新疆ウイグル自治区独立勢力5人が、通行人29人らを襲撃したテロ殺人事件により、遠い大連でもその恐怖を感じ、ごく普通に普通の駅で乗車しようとする一般市民が無差別に襲われるとなると、どこにいても必ず安全という訳では無いことを感じます。今までテロリストは、われわれ中国の一般市民には無縁であると思っていましたが、この事件でその危険性に直面しなくてはなりません。どうやって自分や家族の安全を守れるかをずっと真剣に考え、防犯器具などが無いのか探している方が増えています。

更には、その騒ぎがまだ落ち着いていない頃、3月8日にマレーシア航空370便が行方不明となり、当初は単なる飛行機の事故と思いましたが、徐々にテロではないかとの疑いも深まっているそ

うです。

一方で、年一回開かれる「两会（全国人民代表大会と中国人民政治協商会議）」は、一般市民にとっては縁のない話ですので、少なくとも大連ではそんなに注目されていないのが現状です。

これらのニュースを把握するには、最近はまだテレビではなく、スマートフォンの「騰迅新聞（ニュースの意味）」に頼ります。工作中（会議中も含まれ）でも通勤中でも随時ダウンロードした「騰迅新聞」を開けば、すぐ最新情報が入ってきます。随時更新情報、それまでの情報の集約文章と閲覧者の感想が、指一本で見れますので、たまにテレビや新聞を見ても、古い情報ばかりで、見る意味が全く無くなりました。

そして最近では、今までスマートフォンは使い

にくく使用を拒否していたお年寄り達が、徐々に考えを変え、友人の一人は春節後、スマートフォンを片手に「婿からもらったよ」と嬉しそうな顔をしていました。もちろん設定や使い方の習得は、子ども達が手伝います。

最近では、通信販売業界 No.1 の「淘宝 (taobao)」と携帯チャットアプリ No.1 の「騰訊(tencent)」が、ほぼ同時期に、昨年末から始まった携帯で利用できる電子マネーを使って、タクシーの配車を依頼したり、タクシー代を決済出来るサービスを始めました。サービス開始時に双方の企業は、利用者をより増やすために、数十億人民元を使い、タクシー利用時には、システムを導入しているタクシー運転手とサービスを利用した

乗客にそれぞれ一定金額を還元しました。大連の場合、都市が小さいため、還付金額（最大 15 元）が実際の乗車運賃（平均約 9 元）より多い事がよくありました。タクシーを使って、逆に運転手から次回の乗車利用を見込んで、お金をもらったケースもしばしばあるそうです。また、時にはそのシステムでタクシーを拾わないと、運転手が乗車を拒否することもあったようです。

タクシーの利用度が高いお年寄りにしてみれば、スマートフォンを使っていないとか、使っていてもソフトのダウンロードや決済用銀行カードの設定などが面度くさくて使えないなど、よく嘆く声が聞こえてきます。やはりスマートフォンに慣れなくてはならない時代ですね。

ジャカルタ首都圏の工業団地は需要拡大に追いつけず

ジャカルタ ビジネスサポーター 松井 和久

2013 年 11 月末、国際協力銀行が発表した「製造業海外有望投資先アンケート」において、インドネシアは、それまで上位を占めていた中国やベトナムを抑え、初めて第 1 位となりました。中間層を中心とした市場拡大への期待とともに、世界で最も親日的と評されることもその背景にあるようです。日本企業のインドネシアへの進出熱はまだ冷める気配はなく、2014 年も、大統領選挙が終わる年央までは様子見であるものの、その後は再び企業進出が進んでくるものと見られます。

インドネシアでは、2009 年から外資製造業の進出先は、原則として工業団地に限定されています。進出先の県・市に工業団地が建設されていない場合には、そこでの空間計画で示された工業ゾーンのみで立地が可能となります。工業ゾーンへの立地の場合には、用地取得や様々な許認可手続を進出企業自ら行う必要がありますが、地元の県・市政府との関係を良好に築くことで、全面的な行政サポートを得られるところも出てきました。

とはいえ、進出先として容易なのは、やはり工業団地ということになるでしょう。ジャカルタ首都圏の工業団地の用地提供面積は一時的に低下しており、2013 年はわずか 400 ヘクタールに留まりました（ちなみに最高だった 2011 年は 1200 ヘクタール）。今後も需要拡大が見込まれるため、工業団地会社は、ブカシやカラワンなどで

用地拡大を急ピッチで進めています。現段階では 2015 年以降にならないと入居するのが難しい状況です。なお、最近ではレンタル工場・倉庫も多数建設されていますが、需要に供給が追いつかない状況のようです。

ジャカルタ首都圏の工業団地では、ジャカルタ中心部やタンジュンプリオク港との間を結ぶ高速道路の渋滞が大問題で、工業団地内の工場で働く日本人駐在員の多くは、今もジャカルタ中心部から長時間かけて通勤しています。このため、職住近接を意図して、ブカシやカラワンの工業団地周辺に日本人向けのコンドミニアムやホテルの開業が相次いでいます。日本食レストラン、日本食材スーパー、日本食の朝食、大浴場、ゴルフ場など、日本的なものが取り揃えられ、賃料は概ね 2 ベッドルームで月 2500 米ドル前後と、ジャカルタ中心部より安めに設定されています。

現段階では、ジャカルタ首都圏の工業団地は急速な需要拡大に追いつけていませんが、2015 年以降には再び供給される用地が拡大するものと見られます。ジャカルタ首都圏以外に目を向けると、東ジャワ州や中ジャワ州などでも工業団地開発が本格化しています。その状況については、次号以降のハッピーメールでお知らせしていきたいと思えます。

台湾政府は経済建設委員会（旧経企庁に当る）の立案に基づき、立法院（国会）通過の決議を経て「2014 年度国家発展計画」を発表しました。内容は次のとおりです。

1, 総経済目標

(1) 全体構想

国内の景気回復を目指し、国内投資の促進と輸出拡大によって経済の拡大・発展を図り、「自由経済モデル区」（2013 年 10 月号既報）の推進を加速することによって、台湾企業の台湾回帰投資と外資の誘致促進で経済成長を実現しようとするものです。併せて国際的な経済貿易関係の強化によって自由貿易協定の締結を促進し、TPP（環太平洋経済連携協定）及び RCEP（東アジア地域包括的経済連携）への参加も企図しています。

(2) 目標

2014 年経済目標を次のように設定します。

- ① GDP 成長率 3.2% 一人当たり GDP21,520 ドル（世界 38 位前後、日本 13 位）
- ② 失業率 4.1%
- ③ 消費者物価 2.0%を超えない

2, 国家発展重点施策

国家建設の全般 8 項目にわたり発展の基礎を築きます。

(1) 経済活性化

諸外国との自由貿易協定を促進し、「自由経済モデル区」を推進します。

(2) 社会正義の実現

食品安全を阻害する要因を排除し、社会正義を強め、所得分配の公正化を進めます。

(3) 公正政府の樹立

汚職を防止し、人権の保障と司法を守り、政府の組織とサービスを効率化します。

(4) 文教政策

義務教育 12 年を実現し、高等教育義務化により文化創造産業と国民的芸術の伝承を進めます。

(5) 環境対策

再生エネルギーの発展と低炭素化を進め、生態系の保護と防災能力を強化します。

(6) 国土建設

安定的な水道・電力の供給で地域発展のバランスをとり、政府財政と兩岸金融の発展に努めます。

(7) 兩岸の和平

ECFA 後の大陸との経済協議を進め、兩岸の健全化と共に国防上の安全を確保します。

(8) 国際親善の強化

人道支援を積極化し、国際的文化的拠点を広げ、特色ある観光市場を拡大します。

政府は、この「2014 年国家発展計画」は世界の景気回復動向を経済成長と国民生活向上の契機と捉え、国民のニーズにこたえて「自由経済モデル区」の実現を確実化し、製品・サービスの競争力向上を背景に、諸外国との自由貿易協定を積極化して目標の達成を図る、としています。そのため立法院と協力して兩岸の「サービス貿易協定」の通過に全力を尽くしたい、と表明しています。

ところが、急転し 3 月 18 日立法院に 300 名弱の大学生が侵入し議場を占拠、兩岸の「サービス貿易協定」の政府の立法院強行採決に反対して、座り込みをする事態になり、1 週間経っても争いが続き、議場の外にまでその運動が拡大しています。台湾の大学生がここまで立ち上がったことについて、本件への賛否やよし悪しはともかく、台湾の若者を見直した思いがします。

広島熊野の貴盛堂、高級ナイロン化粧筆で米国進出

ニューヨーク ビジネスサポーター 今泉 江利子

3 年間の海外進出努力が実り、熊野の化粧筆製造卸メーカーの貴盛堂は世界最大の化粧品ブランド「ロリアル」との販売提携を成功させました。

ロリアルの最新ブランド「emcosmetics」に採用されたもので、自作のユーチューブビューティービデオが大ヒットし、SNS で 400 万人のフォ

ローを獲得しているアメリカ育ちのベトナム人、Michelle Phan がプロデュースしました。彼女が日本の習字の筆のフォルムの美しさと機能性に注目していたところ、ちょうどナイロン繊維を使って高級化粧筆を作る貴盛堂側の全米マーケティングに出会い、決定したものです。特に、希望したとおりの化粧筆を作るために細かい注文にもひとつずつ丹念に対応してくれる貴盛堂のサービスに感激し、1年半をかけてじっくりと12本の筆のデザインを決定しました。

「emcosmetics」のターゲット層は20代から30代の若い女性で、ネットやSNSで発信、広告し世界中でシェアを伸ばすという化粧品業界でも最先端のマーケティングを試みています。貴盛堂の商品は去年のクリスマスからインターネットで販売が開始され、3月からは世界中どこへでも出荷できる状況が整い、注文が伸びているということです。特に、同社の得意とする動物の毛を使わない高級ナイロン繊維使用の高級化粧筆が、近年の欧米の若い女性の、動物愛護精神から動物の毛

を使った毛皮や化粧筆を避ける風潮にぴったりと合った形で、これからの広がりが期待されます。

実際、納入が決まってからも軸のフォルムや印字のデザイン、検査方式などさまざまなことに注文が厳しかったロリアルですが、一度ベンダーとして認可されると数十年にわたる取引が期待できるということでした。



左から：Michelle Phan、アメリカ代表担当アドバイザー・フッカー、貴盛堂の尺田社長、著者

労働許可証の改正（2014年3月10日発効） ホーチミン ビジネスサポーター 石川 幸

ハッピーメール 2014年3月号でご紹介した「注目の労働許可証（許可基準）」について、3月10日に改正（03号通達）が発効となりました。

2014年3月17日現在、ベトナムの労働許可証（Work Permit：以下、WPと略します）について、関係する法令がようやく改正され、少しずつ業務が確定されています。今回の通達は、2月になってから開示され（なぜか1月20日付で改正されたことになっています。役所ではバックデータも見かけますが、法令では珍しいことです。）、施行日は3月10日となっています。ぎりぎり混乱が回避されている感じもします。（まだ実務細則は確定していない行政地区もあります。それぞれの行政単位（特別市、省）での確定を待たないといけません。）

結論としては、一番問題視されていた「専門性」要件の厳密化は以前に戻りました。具体的には、一部の職種で、4年生大学卒業「または」職務経験（5年）のどちらかになりました。今後は、手

続面で留意すべき「赴任前の申請」「1日の就労でもWPが必要」「人民委員会から事前承認が必要（実際にWP発行の前に申請する）」という点に移って行くと思われます。当面ホットな話題なので、引き続き、注視が必要となります。

今回の記事のように結論が出ていない現象もベトナムでは散見されます。その上で、懸念やリスク、そして優先順位を考えて、次善の手を打つということが経営の現場では求められます。

今回の改正のポイントは、以下のとおりです。

- 一部の職種で、4年制の大学（適合する学部）の卒業証明書は「絶対的必須条件」から外された。
- WP申請：30日前に申請することが明確化された
- 無犯罪証明書：直近6カ月の居住地で取得
- 専門性の要件：職務に応じて、次表のAまたはBの「どちらか」の要件へ条件緩和が示された。

職務	A	B	備考
社長 管理職	・以前の労働許可証（社長または管理職の職務明記）、または、任命確認書	職務確認書類	職務確認は5年以上と思われる（大学卒業証明書で代替できると思われる）
専門職	・大学卒業証明書（技術専門証明書） ・5年以上の同一専門分野の職務経験	外国の機関、外国法人が発行した専門家証明書	大卒または職務履歴書（5年以上）なので、以前と同じ。
技術者	・3年以上の同一専門分野の職務経験	外国における機関・学校・会社が発行する専門卒業証明書（1年以上）	AとB両方必要であることに注意。

なお、ベトナム人スタッフのトレーニング義務（WP更新時にはトレーニング契約書が必要）は変更されておられません。

★★

中国法律特集 (第4回)

葛 虹（かつ こう） 三浦法律事務所（広島市中区）所属 中国法アドバイザー
 浙江大学法学部卒、中国弁護士試験合格、中国政法大学大学院修士課程終了、
 広島大学大学院社会科学部研究科法律学専攻（法学博士）、
 2006年から東京の黒田法律事務所では日本企業の中国ビジネスに関する
 法務支援に従事、2010年から広島の三浦法律事務所に所属。

三浦法律事務所・中国法アドバイザー葛虹先生が講演されました「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」（平成24年11月）をハッピーメール用に加筆いただき、数回に分けてシリーズで紹介させていただきます。

「中国ビジネスの撤退に関する法制度と実務について」

1. 中国ビジネス撤退方法

(1) 出資持分譲渡 例1、例2

(2) 解散・清算（普通清算） 例3、例4、例5

(3) 破産清算

(4) 合併 例6

2. 中国ビジネス撤退に伴う従業員の解雇の問題

(1) 解雇の法的手続

(2) 経済補償金 例7

今月号での掲載 左記目次のうち、

1 中国ビジネス撤退方法

(2) 解散・清算（普通清算）例5

(3) 破産清算

となりますので、保存してご覧ください。

1. 中国ビジネス撤退方法

(2) 解散・清算（普通清算）

注：第3回（2月号）からの続き

次に、会社を解散する場合でも、会社が債務超過に陥っている場合の手続について説明します。

例5：

日本企業A社は100%出資で中国の子会社B社を設立しました。しかし、B社は、中国での事業をうまく展開できず、債務超過で税金も従業員の給与も払えない状態となっています。A社は、B社の解散を検討していますが、その清算に当たり、B社の債務は免除されるのでしょうか？

中国法によれば、清算中の外商投資企業が債務超過の状態にあるような場合、清算委員会は、直接に裁判所に破産の申立をすることになります。もし、債務超過でも破産の申立をしないのであれば、中国における清算は「普通清算」が原則ですから、出資者が追加資金を投入して全債務を処理しなければなりません。

ただ、最近では、中国では、清算に対する柔軟な考え方も現れました。債務超過の場合でも、清算委員会は以前のようにすぐに破産の申立をする必要はありません。債権者全員と協議の上で、債務弁済案を作成して、債権者全員の同意及び裁判所の承認をえて、債務弁済を実施し、清算手続を終了させることがで

きます。ただし、債権者全員の協力を得られない場合、あるいは裁判所がこのような債務弁済案を承認しない場合は、やはり破産の申立をしなければなりません。

このように、理論上会社が債務超過の状態に陥った場合、このような清算手続を利用して、債務免除を求めることが可能ですが、現実には債務免除の実現が相当困難ではないかと思われます。

特に、未納税金に関しては、中国の税務機関による免除は、殆ど考えられません。税金を完納しないと、税務登記の抹消手続ができないため、清算手続は最後まで終わることもできません。また、従業員への未払い給与などの労働債務を踏み倒そうとしようものなら、大変な労働争議に発展して収拾が付かなくなる可能性もあります。

(3) 破産清算

2007年以前、中国の法院（裁判所）は、外商投資企業に関する破産の申立について消極的でした。そのため、日本の親会社が経営不振債務超過の現地子会社を清算して中国から撤退する際に、やむを得ず子会社に対し資金援助した上で普通解散の手続に従って撤退したケースがほとんどでした。しかし、2007年中国の新たな「企業破産法」が施行された後、中国の法院は、外商投資企業に対し破産清算手続の適用を認めるようになりました。したがって、現在のところ、「破産清算」も新たな撤退方法の選択肢の一つになりました。ただ、破産清算のデメリットは、法院の管理の下で複雑な手続を踏まなければならないこと、現地子会社の破産によって親会社の信用も損なわれることになることなどがあります。

破産清算に関する法的留意点は、以下のとおりです。

● 次の①②のいずれかの条件を満たした場合、破産の申立者は当該企業の所在地の法院に対し、破産申立することができます。

①債務超過。

②資金の重大な不足や財産を現金化できない等の原因によって、債務を弁済できない場合。

ここには、どのような者が破産の申立者となるかという問題があります。

法律上、債権者、債務者自身、清算責任を負う者（例えば、法的清算人など）は、破産申立者となります。董事、株主は、会社に対し債権を持つ場合は破産申立者となれますが、そうではない場合は、法院に対し、破産を申立することができません。

したがって、日本の親会社は、赤字連続の現地子会社を破産させることによって、債権債務を整理し、撤退する場合は、親会社又は親会社が派遣した董事の名義で破産を申し立てることができません。あくまでも、現地子会社の名義で、破産申立の手続きをしなければなりません。ただし、親会社は、現地子会社に対し債権を持つ場合は、もちろん債権者として破産申立をすることができます。

● 破産清算手続の流れは、概ね以下のとおりです。

①破産の申立

②法院による破産申立の受理決定及び管財人の指定

③法院による債権者への通知、公告

④債権者による債権届出

⑤第1回債権者集会

⑥管財人による債務者の財産状況の調査及び財産管理案、配当案などの作成

⑦2回目以降の債権者集会での承認

⑧法院による配当案の決定

⑨管財人による債権者への配当

⑩法院による破産手続の終結

次回（第5回）は6月号に掲載予定ですので、保存してください。

GLOBAL BUSINESS SUPPORT CENTER

国際ビジネス支援センター 4つの事業

国際ビジネス支援センターでは、海外拠点として広島上海事務所のほか海外ビジネスサポーターを10か所設置して皆様方の支援を行うほか、東南アジアへの視察研修団派遣、海外への見本市等への出展等を通じたビジネスマッチング、貿易実務研修、セミナー開催など、各種事業を行っています。

1 海外事務所等の運営

上海事務所の運営

- ・現地経済関連情報の収集・提供、ネットワーク形成、宣伝・紹介
- ・ビジネスマッチング及び便宜供与
- ・県産品の販路開拓、観光インバウンド振興
- ・県内企業に対する中国ビジネスのノウハウ提供等



海外ビジネスサポーターの設置

- ・県内企業と現地企業とのビジネスマッチング事業の支援
- ・「海外ビジネスサポーター報告」の作成
- ・「現地企業情報」の作成

2 ビジネスマッチングの促進

視察派遣事業

企業の関心の高い国・地域に視察研修団を派遣し、日系及び現地企業等への訪問等を通じて、ビジネスマッチングの促進を図る。



海外販路開拓・拡大支援事業

JETRO との連携による海外のバイヤーとの商談会の開催や、Agri 協議会事業による海外の見本市等への出展等を通じて、ビジネスマッチングの機会を提供し、県内企業の海外販路開拓・拡大を支援する。



商談・視察受入事業

海外からの経済交流団等を受け入れ、意見交換等を通して現地情報の収集を行うとともに、当該交流団の国・地域とのネットワーク形成や県内企業とのビジネスマッチングの機会を提供する。



広島日本香港協会を通じた事業展開

国際ビジネス支援センターが事務局を務める広島日本香港協会を通じて、香港・中国を中心とする成長著しいアジア地域とのビジネス支援や相互の投資拡大・経済交流を促進する。

3 コンサルティング・人材育成

コンサルティング

出張相談会・海外商談会サポート

国際取引実務研修事業

県内企業の貿易実務者の養成を支援するため、輸出入実務、国際取引契約等、海外取引の入門的な知識から実務に必要な専門知識まで、幅広い内容の貿易実務研修を実施する。（広島・福山各2日間程度）



4 情報調査・収集提供

セミナー開催等事業

県内企業の関心の高い経済分野について、専門家や経済団体の職員等を招き、広島及び福山で各種セミナー等を適宜実施する。また国際賛助会員の相互交流や情報交換を目的とした交流会を開催する。



海外情勢報告等事業

関係機関と連携し、中国をはじめとするアジアのネットワークを中心に、海外事務所委託先職員や海外ビジネスサポーターにより海外進出・海外取引の最新情報等を紹介する報告会等を開催する。

情報誌等発行事業

- ・情報誌「HAPEE MAIL」の発行
- ・「海外進出企業ダイレクトリー」の更新発行

国内ネットワーク事業

- ・国内の公的支援サービス機関等との連携
- ・賛助会員企業への訪問及びアンケート調査等の実施



国際ビジネス支援センターは海外へのビジネス展開をより一層支援していきます